

# 令和4年度 東京都立武蔵村山高等学校（全日制課程）

## いじめ防止基本方針

令和4年6月21日

校長 決定

### 1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。
- (2) 学校教育全体を通して、生徒一人一人に、「いじめは決して行わない」、「いじめを決して許さない」という認識と、そのことを実践できる資質を養い、「いじめのない学校づくり」を目指す。
- (3) 「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得る」ことから、学校・家庭・地域が一体となり、常に連携を図りながら継続的な取組を行うことが必要である。

### 2 学校および教職員の責務

生徒一人一人の人権を尊重する態度を養い、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを見過ごさない雰囲気を作り出す。そのために、わかりやすい授業、活力ある部活動や学校行事を推進し、1年生の里山保全活動、3年生の総合的な探究の時間における小学校での活動等の地域貢献にも積極的に参加することで、生徒が前向きに学校生活に取り組めるようにする。併せて、保護者、地域住民、関係諸機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努める。

### 3 いじめ防止等のための組織

#### (1) 学校いじめ対策委員会

##### ア 設置の目的

いじめの未然防止、情報収集、早期解決などいじめ問題に組織的に対応するために設置する。

##### イ 所掌事項

- ・いじめの未然防止や早期発見に関すること
- ・いじめ問題の確認とその対応に関すること
- ・いじめ問題の具体的対応策を検討すること

##### ウ 会議

月1回企画調整会議の開催に合わせて開催する。いじめの兆候を把握した場合やいじめの相談情報があった場合は、適宜開催する。

##### エ 委員構成

校長、副校長、分掌主任、各学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー

## (2) 学校サポートチーム

### ア 設置の目的

問題行動への効果的な対応と未然防止を図るため、学校いじめ対策委員会を支援して、学校、家庭、地域、関係機関が一体となった取組を進めるために設置する。

### イ 所掌事項

- ・重大事態に係わる調査の実施をはじめ、その他の重大事態への対応
- ・関係機関、専門家等との相談・連携
- ・いじめが犯罪行為と見なされる事案について警察との連携

### ウ 会議

原則として年2回。また、必要に応じて適宜開催する。

### エ 委員構成

校長、副校長、主幹教諭（生活指導主任、各学年主任）、保護者代表、民生・児童委員、警察署職員、その他 校長が必要と認める者

## 4 段階に応じた具体的な取組

### (1) 未然防止のための取組

ア 学校経営計画に示されている教育目標「大愛に生きる人であれ」の大愛は、「至純を尚ぶ・人間性を重んずる・誠実であることを求める・厳正であることを欲する・健康であることを願う」であり、この実現を目指すことでいじめが起こらない、いじめを許さない校風を醸成する。

イ 授業、ホームルーム活動においては、生徒が自らの行動を自分で選択し、相手との関わりの中で行動する活動を通して、自己指導能力（そのとき、その場で、どのような行動が適切か、自分で考えて、決めて、実行する能力）を高め、いじめに向かわない態度、能力を育成する。

ウ 毎日授業時間に組み込まれている読書の時間を充実させることで、生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力を養う。

エ 部活動や学校行事において、生徒が自ら考え取り組めるように工夫し、目標に向けた努力を継続することや仲間と協力することの大切さを経験することなどを通して、忍耐力や達成感を養い、いじめに向かわない人格づくりをする。

オ 体験活動や交流活動において、奉仕活動や異年齢の児童や生徒と関わる経験を積むことにより、自己有用感を高める。また、保護者、地域住民、関係諸機関との連携を深め、地域で生徒を見守る体制づくりに努める。

カ インターネットは発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他インターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、生徒及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル指導を充実させる。

### (2) 早期発見のための取組

ア いじめの実態把握のための調査を年3回（5月、10月、2月）実施し、いじめを受けた生徒だけでなく、疑わしいものや、見たり聞いたりした生徒からも聴き取り調査を行う。

イ 生徒が躊躇することなくスクールカウンセラーに相談できる環境をつくるため、1年生の入学後、スクールカウンセラーによる1年生全員面接にて情報収集を行う。

ウ 年間2回（1・2学期）実施の学級担任による個人面談において、いじめに関して学級担任より聴き取り調査を行う。

エ いじめの相談については、保健室や相談室の利用とともに、電話やメールによる相談窓口など、複数の相談窓口を生徒や保護者へ周知する。

オ 年間3回教員の教育相談研修会を実施し、情報を共有していじめの防止に努める。

### （3）早期対応のための取組

ア いじめの行為を確認した場合、速やかに被害者の安全を確保するとともに、全職員が協力して被害者の心のケアに努める。また、被害者の保護者に速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、家庭での心のケアや見守りを依頼する等、協力して対応する。

イ 学校いじめ対策委員会に速やかに状況を報告し、校長のリーダーシップの下、当該いじめに対して組織的に対応する。

ウ 被害者、加害者及び周辺の生徒から十分に話を聞き、いじめの事実を確認するとともに、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。また、いじめを周りで見ている生徒が、自分の問題としてとらえられるように指導する。

エ 加害者に対しては、いじめをやめさせ、教育的配慮の下、毅然とした姿勢で指導する一方、しっかりと寄り添い、社会性の向上等生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行い、いじめを繰り返さないよう支援する。また、加害者の保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、被害者やその保護者への対応に関して必要な助言を行う等、協力して対応する。

オ 学校だけでは解決が困難な場合、事案に応じた関連機関、専門家等と相談・連携して解消に向けた対応を図る。

### （4）重大事態への対処

ア 東京都教育委員会に速やかに報告し、連携するとともに専門家の助言を受け事態に対応する。

イ 被害者の最悪のケースを回避するため、複数の教員が間断なく見守る体制を構築するほか、被害者が帰宅した後も教員が保護者に連絡し、積極的に状況を把握する。

ウ 被害者が安心して学習できる環境を確保するため、加害者を別室にて学習させる等の措置を講じるとともに、加害行為の背景には、過去に深刻ないじめを受けた心の傷が原因となっている場合もあるため、スクールカウンセラー等を活用して、加害者及びその保護者のケアを行う。

エ スクールカウンセラーと教員との情報共有の徹底や被害者の保護者に対する心のケアを行うため、積極的にスクールカウンセラーを活用する。

オ 学校サポートチームを中心として関係諸機関と協議し、適切な専門家を加えるなどして調査するとともに、全教職員で解決に向けて取り組む。

カ いじめが犯罪行為として扱われるべき事案については、警察と連携して対処する。

キ 教育委員会との連携協力の下、いじめ対策緊急保護者会を開催し、個人情報に十分配慮した上で、事案の状況や学校の対応などについて説明を行う。

## 5 教職員研修計画

- (1) 各学期ごとに教育相談研修会を実施し、教育相談に関する教職員の能力を向上させるとともに情報を共有していじめの防止に努める。
- (2) 事例研究を通して、具体的な対応方法について理解を深め、いじめ対応の実践力向上を図る。特に、教職員が一人で抱え込まず、組織で対応するという共通認識を図る。

## 6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 学校での生徒の様子や学校の取組を必要に応じて随時家庭に連絡するなど、日頃から保護者との連携を密にすることによって、家庭で少しでも変化に気づいた場合、保護者から学校へ気軽に相談してもらえる関係を築く。
- (2) 保護者会におけるいじめ防止講話（DVD 視聴）を行い、啓発に努める。
- (3) 被害者の保護者に対する心のケアを行うため、積極的にスクールカウンセラーを活用する。加害者の保護者には、被害者やその保護者への対応に関して必要な助言を行う等協力して対応する。
- (4) PTA の役員等が被害者・加害者の保護者に対して働きかけることが効果的な場合もあるため、PTA と連携し、必要に応じて協力を依頼する。
- (5) 重大事態が発生した場合には、教育委員会との連携協力の下、いじめ対策緊急保護者会を開催し、個人情報に十分配慮した上で、事案の状況や学校の対応などについて説明を行う。

## 7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 学校サポートチームの会議及び学校運営連絡協議会を通して地域の情報収集を行う。
- (2) 毎年年度当初に行われる学校と東大和警察署連絡会に参加し、生活安全課署員・担当スクールサポーターと連携を深める。

## 8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 学校評価アンケートの中で、いじめの未然防止・早期発見・早期対応等に対しての本校の取組について評価を行い、改善を図る。
- (2) 評価結果を基に、いじめの取組が計画通りに遂行されているかを確認し、本基本方針について見直し、必要に応じて改訂する。